光のヘージェントTWINKLE JOYO 開催に係る露店営業に関する規約

(目的)

第 1 条　この規約は、京都府暴力団排除条例及び城陽市暴力団排除条例に基づき、暴力団排除を推進するとともに、露店等(商品の販売やサービスの提供等を目的として、臨時的に出店するものをいう。以下同じ。) の営業者の自由な経済活動と秩序ある営業活動行為を促進し、もって社会環境の維持と城陽市の健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申し込み)

第 2 条　光のページェントTWINKLE JOYO の会場において露店等を営業しようとする者(以下「出店者」という。) は、実行委員会に対し、出店申込書・同意書(様式第 1)を提出し、許可を受けなければならない。(許可証の交付)

第 3 条　実行委員会は、露店等を営業することが適当と認めるときは、出店者に対し、出店許可証を交付するものとする。

(出店の拒否)

第 4 条　実行委員会は、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店許可証を発行しないものとする。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。

(2)暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。)。

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの。

(4)法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。

(5)暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。

(6)暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を与供するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与しているもの。

(関係機関への意見聴取)

第 5 条　実行委員会は、第 2 条の確認をしようとするときは、第 4 条各号に掲げる事由の有無について関係機関に意見を聴くことができる。

(出店者の遵守事項)

第 7 条　出店者は、以下の事項を遵守しなければならない。

(1)出店場所及びその周辺を破損、汚損などしないこと。万が一、破損、汚損などが生じた場合は、原状復旧すること。

(2)出店に際して発生したゴミ等については、基本的に出店者が持ち帰る物とし、その場に放置しないこと。
特に油缶・生ごみ等

(3)人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。

(出店の取り消し)

第 8 条　実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。

(1)出店者、責任者及び使用人が、第 4 条各号に該当すると判明した場合。

(2)提出書類の記載事項が事実と異なることが判明した場合。販売品目以外を販売した場合。

(3)来場者及び他の出店者に対し迷惑をかける行為等を行った場合。

(4)第 7 条の遵守事項に反した場合。

(5)その他実行委員会が適当でないと認めた場合。

(撤去等の措置)

第 9 条　実行委員会は、関係機関と連携の上、撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

(責任者及び従事者の変更)

第 10 条　出店者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を責任者及び従事者として営業に当たらせるときは、改めて、当該等責任者及び従事者の氏名、住所、生年月日、連絡先を実行委員会に届け出なければならない。

附則この規約は、2025 年 11 月 1 日から施行する。